

値上するにあらずして結局最高と最低との差額を大にするので不公平なりとて同夜再び事務所にて吉田事務課長を訪問右様要望せり。

吉田事務課長は之に對して

本件は各切羽毎に事情を異にするを以て調査の上明四日回答する。

抗夫側では翌四日平常通入抗し右代表者のみ午後三時事務所にて當局と會見交渉の結果次の條件を承認して解決したのである。

十一、解決條件

一 率二十錢の値上は各切羽毎に事情を異にするを以て、平均賃金一圓七十八錢を二圓に値上し、現在の最低賃金八
十錢を一圓に引上げ最高賃金との調和をはかること。

○備考

因にマイト代を炭坑側支辨とする場合は往々亂用の弊なしとせず、従つて之を坑夫自辨とし賃金に斟酌を加ふる場合は節約する程坑夫の収入を増加すると共に炭坑側も採炭費の節約となり一舉兩得ともなるが故に、現在筑豊炭坑にてはマイト代を賃金に加算する炭坑と會社側負擔との二様が行はれてゐる。

尙本件紛議に端を發し日石、西嶺、兩労働組合の策動となり炭坑労働員の暴行傷害事件を惹起したのであるが別途報告の答。